

1. 組織名

日本公認会計士協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

越境サービス

意見

公認会計士の資格の相互承認にあたっては、我が国の公認会計士制度及び資本市場に様々な影響があるため、その得失を十分に考慮した上で、慎重に検討されたい。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

越境サービス

意見

十分な専門的教育及び実務経験を有する公認会計士の資格の相互承認に全面的に反対するものではないが、無条件での相互承認は、我が国の公認会計士制度を形骸化させることになる懸念がある。また、資格の相互承認については、多国間の枠組みで検討されることは困難であり、二国間での検討を積み重ねることが望ましい。

4. 提出意見③

該当する交渉分野

越境サービス

意見

相互承認制度によって日本の公認会計士が海外の資格を取得することが可能になれば、特に我が国の公認会計士にとって海外での活躍の場が拡大するメリットも考えられる。また、国際的な活躍の場が広がることで、若手公認会計士や今後公認会計士を目指す人にとって、公認会計士資格の魅力が増すことも考えられる。

5. 提出意見④

該当する交渉分野

越境サービス

意見

我が国でも多くの試験合格者がいるとされる米国の公認会計士資格について、仮に無条件で相互承認することになれば、本来正規の我が国の公認会計士制度に則り公認会計士の資格を取得すべき者が、米国公認会計士試験に合格しただけで、日本の資格を取得することとなる。これは、我が国の公認会計士制度を実質的に形骸化させることになるのではないかと懸念している。

6. 提出意見⑤

該当する交渉分野

越境サービス

意見

日本で公認会計士として活動するためには、日本語の理解の他にも、会社法や金融商品取引法、税法など会計・監査業務等に関連する日本の法令等の十分な理解が不可欠である。したがって、外国の会計専門家を無条件に承認しても、日本の公認会計士資格保持者に期待される業務遂行を十分に担保できるかどうか、我が国資本市場規制の下で投資家保護の任に当たることができるかについては、慎重な検討が必要である。

7. 提出意見⑥

該当する交渉分野

越境サービス

意見

P4では、資格の相互承認に向けた優先的検討分野の一つとして会計士 (accountants) が挙げられているが、会計士制度は各国ごとに千差万別であり、会計士を相互承認の優先的検討分野とすることには違和感を覚える。資格の相互承認については、多国間の枠組みで検討されることは難しく、二国間での検討を積み重ねることが望ましいと考える。

8. 提出意見⑦

該当する交渉分野

越境サービス

意見

米国の会計士資格は州単位で認められ、旧英領の英連邦諸国は民間団体が資格を付与しているが、日本では、公認会計士の資格は政府機関である金融庁が所管している。諸外国の中には、一国に複数の会計士団体が存在している場合もあり、例えば豪州では、会計士に関する民間団体が3団体存在している。また、税務サービスに関しては、ほとんどの国で公認会計士が提供することが認められている。このように会計士資格の付与主体や会計士の行える業務範囲が各国で異なり、会計士資格を相互に承認するとしても単純にはいかないのではないか。

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。